

■ シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【11】（1月号メルマガ）  
**製造業者の賠償リスク**

Q 1.（国内原子力施設に関する製造業者の賠償リスク）

国内の原子力施設に対して製造物（プラントあるいは一部の機器・部品）の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？

Q 2.（海外原子力施設に関する製造業者の賠償リスク）

海外にあるA国の原子力施設に対して製造物の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？

1月号の Q&A はいかがでしたでしょうか。Q 1～2を振り返って、製造業者の賠償リスクについて詳しく解説します。

1. 原子力施設で起こった事故の損害賠償に原賠法が適用されない場合

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第4条には、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」とあります。しかし、原子力施設で起こった事故の損害賠償責任がいつでも原子力事業者に集中されるわけではありません。

賠償すべき損害が「原子力損害」（核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害）でない場合、原賠法は適用されず、その賠償責任は民法第709条（不法行為による損害賠償）や製造物責任法の定めるところによります。

また、賠償すべき損害が「原子力損害」の場合でも、原賠法は日本の国内法であるため、外国の裁判所では適用されません。そのため、国境を越えた損害に関しては原賠法の適用外になってしまう可能性があります。

2. 製造物責任法（PL法）とは

我が国の製造物責任法について詳しく解説します。

（目的）

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

製造物責任法は被害者の保護を目的としており、民法による一般の不法行為責任の成立要件に比べて製造業者により厳しいものとなっています。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

「製造物」とは、製造又は加工された動産をいうので、設計やコンピューターソフトウェアは「製造物」に該当しません。

「欠陥」とは、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることと定義されており、欠陥かどうかは事実に応じて裁判官の裁量に委ねられます。

「製造業者等」とは、製造業者、加工業者に加え、輸入業者も含まれます。これは、製造業者が海外に存在する場合、被害者が責任を追及することが難しいので、輸入業者に代替的な責任を負わせることで消費者の保護を図ろうというものです。なお、販売業者は通常の場合製造業者とはみなされません。

製造業者として製造物に名称を表示した者または製造物にその製造業者と誤認させるような表示をした者は「製造業者等」とみなされるため、OEM供給を受けて販売する場合や、“製造元B社・発売元社”という表示をしたA社、実質上製造者と同視できるほどの関与をした販売業者については「製造業者等」と

みなされます。

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

製造物責任の要件は以下のようになります。

- ・ 製造業者等に該当すること
- ・ 自ら製造、加工、輸入または氏名等の表示等をしていること
- ・ 製造物に該当すること
- ・ 引渡しがされたこと
- ・ 欠陥が存在すること
- ・ 他人の生命、身体または財産の侵害による損害が発生したこと
- ・ 欠陥と損害の間に因果関係があること

民法上の不法行為責任が成立するためには、被害者が加害者の故意または過失を立証しなければなりません。しかし、製造物責任では、被害者が製造物の欠陥、損害の発生、欠陥と損害との因果関係を立証すれば過失の有無を問わずに製造業者の責任が発生します。この点が製造物責任法の大きなポイントです。

製造物責任法は被害者が法人である場合も適用されるため、例えば完成品メーカーが部品メーカーに対して損害賠償請求する際の根拠法にもなります。

損害が製造物についてのみ発生し、第三者の損害が発生していない場合は、瑕疵担保責任（民法第 570 条、第 566 条）の問題として扱われます。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

引渡し時における科学・技術の知見では欠陥が認識できなかつたような場合は免責が認められます。また、専ら完成品メーカー等が行った設計に関する指示に従って製造した製造物の設計上の欠陥について責任を問われた場合には、過失がない限り免責になります。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法 の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

製造業者が製造物を引き渡したときから10年を経過した場合、製造物責任法上の責任を免れることとなりますが、民法上の一般の不法行為責任については免責になりません。

この法律は日本の国内法ですが、諸外国には同様の製造物責任法を定めている国があります。ただし、具体的な責任要件は日本の法律と全く同じではないことに留意してください。

以上